

○厚生労働省告示第五百八十三号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項又は同条第三項の規定により、その住所又は名称を次のとおり変更する又は変更した旨の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月十一日

厚生労働大臣　三井　辨雄

一　登録番号　五八

ア　名称

変更前　社団法人鹿児島県薬剤師会

変更後　公益社団法人鹿児島県薬剤師会

変更の日　平成二十四年十月一日

二　登録番号　一六一

ア　住所

変更前　東京都立川市曙町二丁目四十一番十九号

変更後　東京都新宿区西新宿二丁目一番一号

変更の日

平成二十四年十月二十二日